



2020年8月7日

各 位

会 社 名 ニプロ株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 佐野 嘉彦
 (コード：8086 東証第一部)
 問 合 せ 先 取締役総務人事本部長 中村 秀人
 (TEL 06-6372-2331)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2020年8月7日の取締役会決議において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2020年8月24日(月)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 600,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金1,163円
(4) 処 分 総 額	697,800,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2020年5月22日付で「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の導入を公表し、その後、2020年6月26日開催の第67期定時株主総会において、役員報酬として決議されました（その後、本日付にて本制度の一部を改定しており、当該一部改定後の本制度の概要につきましては、本日付「業績連動型株式報酬制度の導入（詳細決定）および一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行（本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下、「本信託」といいます。）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、「業績連動型役員株式給付規定」に基づき信託期間中に当社の取締役（社外取締役を除きます。）および一部の執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2021年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2020年3月31日現在の発行済株式総数171,459,479株に対し0.35%（小数点第3位を四捨五入、2020年3月31日現在の総議決権個数1,630,126個に対する割合0.37%）となります。

※信託契約の概要

信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
 信託の目的 業績連動型役員株式給付規定に基づき信託財産である当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
 委 託 者 当社

受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行と包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
受益者	取締役等を退任した者のうち、業績連動型役員株式給付規定に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
信託契約日	2020年8月24日（予定）
信託設定日	2020年8月24日（予定）
信託の期間	2020年8月24日（予定）から信託が終了するまで

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2020年7月7日から2020年8月6日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,163円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額1,163円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,183円に対して98.31%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均1,197円（円未満切捨）に対して97.16%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均1,182円（円未満切捨）に対して98.39%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上